

医療機関で行う乳がん・子宮頸がん検診について

令和3年度に医療機関で行う乳がん・子宮頸がん検診を希望される方は、健康福祉課へお申し込みください。

【乳がん検診】

○検査方法

超音波またはマンモグラフィ検査

○対象者 30歳以上の女性

○自己負担金額（検査料）

- ・30歳～69歳の方 2,000円
- ・70歳以上の方 1,000円
- ・生活保護受給者の方 無料

○医療機関と定員

・茨城西南医療センター病院 100名

・友愛記念病院 30名

・古河赤十字病院 30名

【子宮頸がん検診】

○検査方法 子宮頸部の細胞診

○対象者 20歳以上の女性

○自己負担金額（検査料）

- ・20歳～69歳の方 2,000円
- ・70歳以上の方 1,000円
- ・生活保護受給者の方 無料

○医療機関と定員

・茨城西南医療センター病院 50名

・友愛記念病院 20名

・古河赤十字病院 30名

○お申し込み方法

【電話での申込み】

2月17日(水)～19日(金)
午前9時～午後5時
☎(84)0006 (直通)

【役場⑤番窓口での申込み】

2月17日(水)～19日(金)
午前9時～午後5時

【Webでの申込み】

2月17日(水)午前9時～
2月19日(金)午後5時



※通信費は、個人負担となります。

※時間外の受付はできません。
※ペースメーカー装着の方は、電話または役場での申し込みのみとなります。

○注意事項

・自覚症状がある場合は、早めに医療機関で受診してください。

・乳がん検診は、豊胸手術を受けた方や妊娠・授乳中の方は、受けることができません。
・五霞町に住民登録がない方は受診できません。
・自己負担金は、検診時に医療機関でお支払いください。

○お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006 (直通)

1月から3月までは「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」です

悪質商法による若者の被害が後を絶たないことから、1月から3月を共同キャンペーン期間と定め、関東甲信越の都県、政令指定都市、国民生活センター及び県内の関係機関が共同して啓発活動を実施しています。

消費者契約トラブルは、ますます複雑化、多様化しており、特に、若者は社会経験が少ないため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまう場合が多くみられます。

悪質業者はこれらの状況を悪用し、未成年者契約取消しができなくなる成人して間もない若者を狙っていますので注意してください。

○相談事例1

「内職」と検索して探したサイトに入ると1カ月で100万円を稼げると書いてあり、登録すると、副業の内容を見るには10万円が必要と言われ振り込んだ。

その後、メールで届いた内容は、動画を投稿し、その検閲数が収入となるといったものだった。10万円の価値はないと思う。

○相談事例2

ホームページを作成してアクセス数を増やすことで稼げると勧誘され契約したが、アクセス数を増やすツールを次々と購入させられた。

○アドバイス

このような内職商法の広告や宣伝には、ネットやSNSの広告・投稿など様々な方法が用いられています。100%元が取れる、返金保証、儲かるまでサポートするという話は信用しないでください。

「すぐに元が取れる」と言われても、クレジットカードでの高額決済や、借金をしてまで契約してはいけません。少しでも怪しいと思ったら、「契約しない」ときっぱりと断りましょう。

○消費生活相談は「188」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは、局番なしの「188」を利用してください。

○お問い合わせ

五霞町消費生活センター
(生活安全課 ぐらし安心G)
☎(84)3618 (直通)